

防爆構造電気機械器具の立会試験における容器の保護等級試験について

平成26年9月

公益社団法人 産業安全技術協会

検定部長



平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、防爆構造電気機械器具の新規型式検定（単品申請を含む）において、容器の保護等級試験を実施する場合、適用される防爆指針*1で要求される最低グレードの型式試験を行い、それを上回るグレードの試験は、検定では行わないこととなりました。これは、平成26年10月以降の申請品に適用されます。本件につきましては、平成26年8月から幣協会ホームページ(<http://www.tiis.or.jp>)にてお知らせしているところでございます*2。立会試験をお申込みされる際は、本件についてご留意頂くと共に、立会試験の申込書に容器の保護等級試験のIPグレードを記載して頂きますようお願い申し上げます。

なお、防爆指針を上回るIPグレードの試験実施をご要望される場合は、事前に検定部までご相談頂きますようお願い致します。

大変お手数ではございますが検定業務の円滑な運営にご協力頂きますよう宜しくお願い致します。

以上

*1:工場電気設備防爆指針（ガス蒸気防爆2006）（NIIS-TR-NO.39(2006)）および工場電気設備防爆指針（国際規格に整合した技術指針2008）（JNIOOSH-TR-NO.43(2008)）

*2:容器の保護等級試験の取り扱いに関しましては、幣協会ホームページの「検定部門からのお知らせ」→「「防爆構造電気機械器具新規型式検定に適用する工場電気設備防爆指針の検定における取扱い」の追加版の発行について（2014/8/1版）」をご参照願います。